

報道関係者各位

令和2年7月2日

【照会先】

職業安定局

障害者雇用対策課

課長 小野寺 徳子

課長 補佐 池田 陽平

(代表電話) 03-5253-1111 (内線)5863


障害者雇用の取組が優良な中小事業主の認定マークの デザイン・愛称を決定しました。

厚生労働省では、このたび、障害者雇用の取組が優良な中小事業主の認定マークのデザインと愛称を決定しましたので、お知らせします。昨年12月から今年1月にかけて公募を行い、障害者雇用分科会の各委員の意見を踏まえ審査した結果、認定マーク・愛称は金澤怜奈さん（東京都在住）の作品に決定しました。

障害者雇用促進法の認定を受けた中小事業主は、今回の募集で決定した認定マークを商品、広告、求人票、名刺、書類などに表示することができ、障害者の雇用の促進・安定に関する取組が優良な企業であることをアピールすることが可能です。

厚生労働省は、今後、認定マークと愛称を使って認定制度を積極的に周知し、障害者と中小事業主のマッチングを図ることで、障害者の雇用の促進をしていきます。

■障害者雇用促進法第77条の2に規定する厚生労働大臣の定める表示（認定マーク）



マークのデザイン・愛称：金澤怜奈さん（東京都在住）

【認定マークの解説】
このロゴは障害者を企業が丸く優しく包み込み、多様性を受け入れ、「共に社会貢献をしよう！」という前向きな想いを表したキャラクターです。

【愛称（もにす）の解説】
共に進む(ともにすすむ)という言葉と、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けました。

※ 認定制度について

令和元年6月14日に成立した「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づき、雇用する労働者が300人以下の中小事業主について、一定の基準を満たす場合は、申請により、障害者雇用促進法第77条に基づき、厚生労働大臣から「認定」を受けることができます。

そして、この「認定」を受けた事業主は、障害者雇用促進法第77条の2に基づき、厚生労働大臣の定める表示（以下「認定表示」という。）を商品や広告等に付することができます。